

令和7年度 木島平村観光ビジョン(仮称)策定支援業務
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、木島平村が令和7年度木島平村観光ビジョン(仮称)策定支援業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により、価格のみならず、企画力・技術力・専門性・創造性・実績等の点から最適な事業者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務概要

- (1)業務名 令和7年度木島平村観光ビジョン(仮称)策定支援業務
- (2)業務内容 令和7年度木島平村観光ビジョン(仮称)策定支援業務のプロポーザルに係る企画提案仕様書による。
- (3)委託期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 見積金額の限度額等

本業務の見積金額の限度額

1,504,000円(消費税を含む)

※限度額は、提案にあたっての上限額であり、契約額を示すものではない。

※契約締結に際して、木島平村財務規則第124条の規定に基づく契約保証金を納付することとするが、審査の結果免除することができるものとする。

4 契約締結までのスケジュール

内容	日程
実施要領の公表、公募開始	令和7年4月16日(水)
質問受付期限	令和7年4月22日(火)
質問への回答	令和7年4月23日(水)
参加申込書受付期限	令和7年4月25日(金)
参加資格審査の結果通知	令和7年4月28日(月)
企画提案書等の提出期限	令和7年4月30日(水)
プレゼンテーションの日程と実施概要の通知	令和7年5月1日(木)
プレゼンテーションの実施	令和7年5月7日(水)
受託事業者の決定、公表、結果通知	令和7年5月8日(木)
契約協議及び契約締結	調整でき次第直ちに

5 参加資格要件

プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 日本国内に住所を有する法人（株式会社、合同会社、労働者組合 等）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること。

ア 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件にかかる同法施行による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条の規定による破産申立て。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て、又は同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件にかかる同法施行による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立て。

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て、又は平成 12 年 3 月 31 日以前に、同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件にかかる同法施行による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立て。

- (4) 木島平村暴力団排除条例（平成 24 年木島平村条例第 15 号）に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体に所属又は関与していないこと。
- (6) 直近 3 事業年度分の法人税、消費税及び地方消費税、法人都道府県民税、法人市町村民税の滞納がないこと。

6 質問書の提出及び回答

本業務に係る説明会は開催しません。質問については、質問書（様式 5）を用いて電子メールにて受け付ける。なお、電話または口頭による質問は受け付けない。

- ・質問受付期限 令和 7 年 4 月 22 日(火)17 時まで
- ・回答の方法 村公式ウェブサイトにて順次公表をします。

※最終回答日 4 月 23 日(水)

7 参加申込書類の提出

(1) 提出書類

- ①参加申込書（様式 1）
- ②会社概要（様式 2）
- ③誓約書（様式 3）
- ④過去の主な類似業務の実績等（様式 4）
- ⑤添付書類

- ア 登記簿謄本（3か月以内に発行されたもの。複写でも可とする。個人の場合は不要）
- イ 直近の法人税、消費税及び地方消費税、法人都道府県民税、法人市町村民税の滞納がない証明書（3か月以内に発行されたもの。複写も可）
- ウ 事業概要の分かるパンフレット等（ある場合のみ）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

提出書類の①から⑤を郵送（書留など追跡可能なもの）又は、直接持参してください。

(4) 提出期限及び提出先

令和7年4月25日(金) 17時必着

木島平村役場 産業課商工観光係

※土日祝日を除く 午前8時30分から午後5時15分までの間

8 参加資格の確認

参加申込書を提出したものについて、参加資格を有する者であるかの確認を行い、その結果について参加資格確認結果通知書により通知する。

参加申込書の提出後に、プロポーザル参加を辞退する場合は、参加辞退書(任意書式)を提出すること。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類等

- ① 企画提案書 6部

※事業者名は記載しないこと。

- ② 見積書（実施内容・内訳の分かるもの） 1部

※事業者名を記載して代表者印を押印し、封筒に入れ、封印をすること。

(2) 提出方法

①及び②を紙媒体で、持参又は郵送にて提出をすること。

(3) 提出期限及び提出先

令和7年4月30日(水) 12時 必着

木島平村役場 産業課商工観光係

※土日祝日を除く 午前8時30分から午後5時15分までの間

※期限までに提出の無いものは、辞退したものとみなす。

※提出された提案書等については、期限以降の内容修正又は変更は認めない。また、提出書類は返却しない。

10 選定方法

(1) プレゼンテーションの実施

令和7年5月7日(水) 木島平村役場 第1会議室

※スケジュール等は、申し込み事業者へ個別に通知します。

※当日は概ね20分の提案説明と10分程度の質疑・ヒヤリングを予定します。

※プレゼンテーションに使用するスライドは10ページ以内としてください。

※プレゼンテーションの際にパソコンを使用する場合は、各自用意してください。

(村にて、スクリーン、プロジェクター (HDMI 接続) は用意します。)

(2) 受託事業者の選定

選定委員会での審査は、応募書類及びプレゼンテーションにより行うものとし、審査基準に基づいた評価点を算定します。なお、選定委員会での会議等の内容は非公開とし、審査内容、審査員等結果に対する質問及び意義等については一切応じません。

(3) 選定方法

① 審査基準について

審査の基準は、様式6 審査項目及び審査基準 (以下、「審査表」という。) による。

② 最低基準点

審査表の評価点 (満点) の5割を最低基準点とし、各選定委員の評価点 (合計) の平均が、最低基準点以上と採点した提案を選定対象とする。

③ 受託事業者の決定

最優秀提案者を受託事業者として選定する。

(4) 審査結果の通知と公表

審査結果については、事業者が決定後、全提案者に書面で通知することとします。また、村公式ウェブサイトにおいても受託事業者名の公表をします。

11 契約に関する事

(1) 契約の締結

受託事業者と契約に向けた協議を行い、委託契約を締結する。

(2) 契約に要する費用の負担

契約に要する費用は、全て受託事業者の負担とする。

12 その他留意事項

(1) 提出書類に虚偽の内容が確認された場合、失格とする。

(2) プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とし、受託事業者として決定した場合でも、契約内容に含むことは出来ない。

13 問合せ先および各種提出先

〒389-2302

長野県下高井郡木島平村大字往郷914番地6

産業課商工観光係（担当：湯本、市之宮）

電話：0269-82-3111（内135）

メール：shokan@vill.kijimadaira.lg.jp